

基本目標	主要課題	施策の方向性	
2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	4 あらゆる暴力を許さない社会づくり (取手市DV対策基本計画含む) 重点	(9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援【取手市DV対策基本計画】 (10)安心して相談できる体制の充実【取手市DV対策基本計画】 (11)あらゆる暴力やハラスメントの防止	
	5 ジェンダー平等を実現しよう 重点 16 平和と公正をすべての人に		
	5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	(12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備 (13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (14)障害のある人々の自立した生活に対する支援 (15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備 (16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり	
	1 健康をこころ 重点 2 健康をからだに 3 すべての人に健康と福祉を		
	6 生涯にわたる健康の支援	(17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援 (18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進	
	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう		
	7 男女共同参画の視点に立った防災対策	(19)災害対策への男女共同参画の視点強化 (20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大	
	5 ジェンダー平等を実現しよう		
	3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	8 男女共同参画の視点に立った意識改革	(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (22)人権尊重意識の啓発 (23)国際社会の取り組みへの理解と協力
		5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に	
9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 重点		(24)子どもの頃から男女共同参画の理解と意識啓発 (25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	
4 読の強い習慣をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう			

第3章

計画の内容

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

【女性活躍推進法の推進計画】

主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大



＜現状と課題＞

男女共同参画の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が「参加」するだけでなく、対等な構成員として意識形成の段階から「参画」する必要があります。女性は様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への参画はまだ十分でないのが現状です。

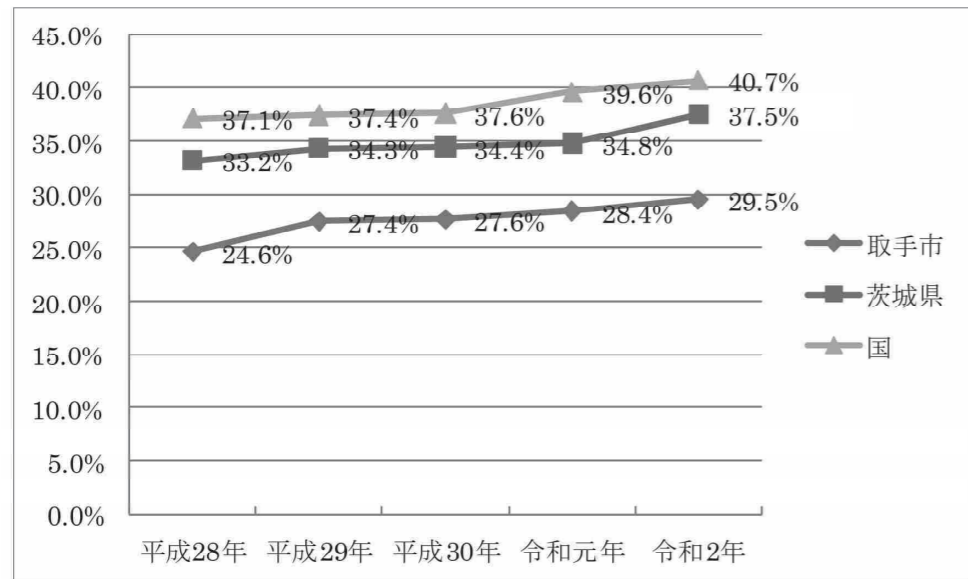
本市の各種審議会等委員における女性の割合は、令和2年度は29.5%で、5年前の平成28年度の26.4%と比較すると増えていますが、低い水準にとどまっています。また、本市で管理職地位にある職員に占める女性の割合は、令和2年度において13.4%でした。職員を対象に実施したアンケート(令和3年3月)によると、職場における女性の管理職の割合については、「少ない」と感じている職員が全体の3割程度おり、女性管理職が増えると「市の施策や意思決定に女性独自の視点が加わる」「より女性が働きやすい職場環境になる」といったメリットについて多く回答がありました。

茨城県における民間企業・公務員等の女性管理職の状況については、平成29年総務省「就業構造基本調査」を基に茨城県が作成したデータによると、管理職全体に占める女性割合が14.2%(全国平均14.8%)でした。自治体はもちろんのこと、企業や団体などにおいても女性の参画拡大に向けて、慣例の見直しや積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進など、組織の意識改革を図っていく必要があります。

また、地域社会は老若男女で構成され、家族と共に私たちにとって最も身近な暮らしの場です。誰もが住みやすいまちづくりを行うためには、地域活動に老若男女が参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していくことが必要です。

従来の慣習や固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、能力や実績に基づいた適材適所の登用を進めること、また、女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう男女双方の意識改革を促し、誰もが自身の希望に応じて活動に参加できる社会としていくことが必要です。

審議会等における女性委員の占める割合（目標の対象である審議会委員）



資料：市民協働課

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（取手市）

役職名	男性（人）	女性（人）	合計（人）	男性割合	女性割合
部長・参事	10	2	12	83.3%	16.7%
次長・参事補	14	3	17	82.4%	17.6%
課長・副参事	47	6	53	88.7%	11.3%
課長補佐	76	17	93	81.7%	18.3%
係長・主査・主任	149	61	210	71.0%	29.0%
主幹・主事・係員・技能労務職等	195	198	393	49.6%	50.4%
合計	491	287	778	63.1%	36.9%

資料：取手市特定事業主行動計画(人事課) 令和2年4月1日現在

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
市の各種審議会等における女性委員の割合	29.5%	35.0%以上	市民協働課
市の管理職のうち、女性職員の割合	13.4%	25.0% ※特定事業主行動計画 令和7年度目標値より	人事課 (特定事業主行動計画)

施策の内容

(1) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
1	市の各種審議会等への女性登用の促進・登用率の向上	市の各種審議会等への女性の積極的な登用を促進します。特に女性委員のいない審議会等をなくすことを目指し、女性の参画拡大を図ります。	市民協働課
2		市の各種審議会等への女性の参画状況を定期的に調査し、結果を公表することで、市職員や市民の意識の啓発を図ります。	市民協働課

(2) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置（ポジティブアクション）の推進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
3	管理職への女性の積極的登用	人事評価制度に基づき、能力や適性を性別にとらわれず公正に評価した上で、女性職員の管理職への積極的な登用に取り組みます。	人事課
4	女性活躍推進に向けた体制の構築	管理職としての能力開発に向けた育成体制を充実させるための管理職研修や仕事と家庭の両立支援講座などへ女性職員が	人事課

		多く参加できるよう、保育所等の女性職員が多い職場の女性職員が受講しやすい時間帯に研修を設定するなど工夫をします。また、女性管理職向けや女性活躍推進に関する研修についての情報を市民協働課と共有し、女性職員に受講を積極的に働きかけます。	
5		女性職員を対象とした県主催の「キャリアデザイン講座」に職員を派遣し、女性職員が長期的な視野でキャリアデザインを描けるよう、意欲の向上を図ります。	人事課
6		メンター制度（先輩職員による若手職員の育成支援制度）を活用し、女性職員独自の悩みなどに対し、先輩女性職員がサポートできる体制を充実させていきます。	人事課
7		男女共同参画に関する情報を定期的に提供し、職員の意識啓発を図ります	市民協働課

(3) 企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

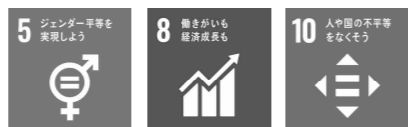
事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
8	企業への意識啓発の推進・女性活躍の支援	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や、女性管理職が活躍する企業を市ホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、企業における女性活躍推進の意識高揚を図ります。また、企業への男女共同参画視点での防災対策の啓発などを通じ、物事を決める場面における女性意見の組み込みの重要性や女性参画を推進します。	市民協働課
9		人材育成や、働く女性に関する法令・情報等を企業に提供し、女性の登用や活躍促進を支援します。	産業振興課、市民協働課
10		女性活躍を推進するため、一定規模以上の従業員を持つ企業に国が策定・周知等を義務づけている「一般事業主行動計画」について、国や県からの最新の制度情報や策定	市民協働課、産業振興課

		のための講習会・相談会情報等を企業に提供し、計画の策定を支援します。	
11	各種団体等における女性の参画促進	男女共同参画に積極的に取り組んでいるボランティア・NPO団体や、女性メンバーが活躍する各種団体等を市ホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、市民活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	市民協働課
12		ボランティア活動に取り組む人材を育成するための講座などを実施し、女性だけでなく、老若男女の市民活動への積極的な参加向上に努めます。	市民協働課、社会福祉課（社会福祉協議会）
13	自治会等における女性の参画促進	男女共同参画に積極的に取り組んでいる自治会等や、女性メンバーが活躍する自治会等を市ホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、地域活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	市民協働課
14		各地区と行政のパイプ役である市政協力員を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、研修などの機会を通じて意識啓発を図ります。	市民協働課
15	男女共同参画のための女性リーダーの養成	女性団体等の人材育成や指導者の養成を引き続き支援していきます。	市民協働課
16		女性団体のネットワークづくりを推進し、市の男女共同参画事業を通じ、交流機会を充実させていきます。	市民協働課
17	市議会における男女共同参画の推進	政治分野へ女性が参画しやすくなるよう、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備を図ります（議会の欠席事由に出産、育児、介護、看護等を明文規定。育児や授乳できるスペースの確保等）。また、議員就任時にハラスメント防止研修を実施し、議員としての男女共同参画意識の啓発に努めます。これに加え、これから社会に出ていく子どもたちが議会・議員活動に	議会事務局

	<p>対する関心を深められる取り組みを進めていきます（子どもが傍聴席に入れるように制度改正。中学生と議員との協働事業の実施）。</p>	
--	---	--

主要課題 2

持続可能で多様な働き方のための環境の整備



<現状と課題>

少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、育児や介護といった家庭生活における男女の関り方が変化中、仕事とそれ以外の活動とで希望するバランスを実現することが難しい状況になっています。

令和2年度市民意識調査の結果によると、男女ともに多くの人が仕事と生活の調和を理想として望んでいますが、現実には「家庭生活又は地域・個人の生活に携わりつつ、仕事を優先している」状況が男女とも最も多く、理想と現実には差があります。

子どものいる人といない人、子どもの年代、介護が必要な家族がいるかなど、ライフステージに合った多様な働き方が求められている中、仕事と生活の調和は、働く人にとっても企業にとっても双方に重要なことであり、お互いがメリットを感じられるよう推進していく必要があります。

職場や、家庭、地域などでの生活における様々な活動において、誰もが希望する時間の使い方や生活し、働きながら育児、介護をすることができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、誰もがお互いに協力して家庭や地域生活等での責任を分かち合うための取り組みが必要となっています。同時に、核家族化が進む中で、市は引き続き、子育てや介護に対する支援体制の充実を図っていくことも重要です。

少子高齢化社会では、農業などの自営業において、女性は重要な担い手となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京中心部に住む人の郊外や地方移住への関心が高まっていることもあり、テレワークやオンライン活用が進み、郊外や地方で働くことに新たな可能性も出てきています。

農業などの自営業分野への新たな参画と起業・再就職による更なる活躍を支援していくことで、多様な働き方が選択できる男女共同参画社会づくりを促進していきます。

誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、地域の活力と成長力を高めることにもつながり、持続可能な地域づくりを目指していくために、重要な課題です。

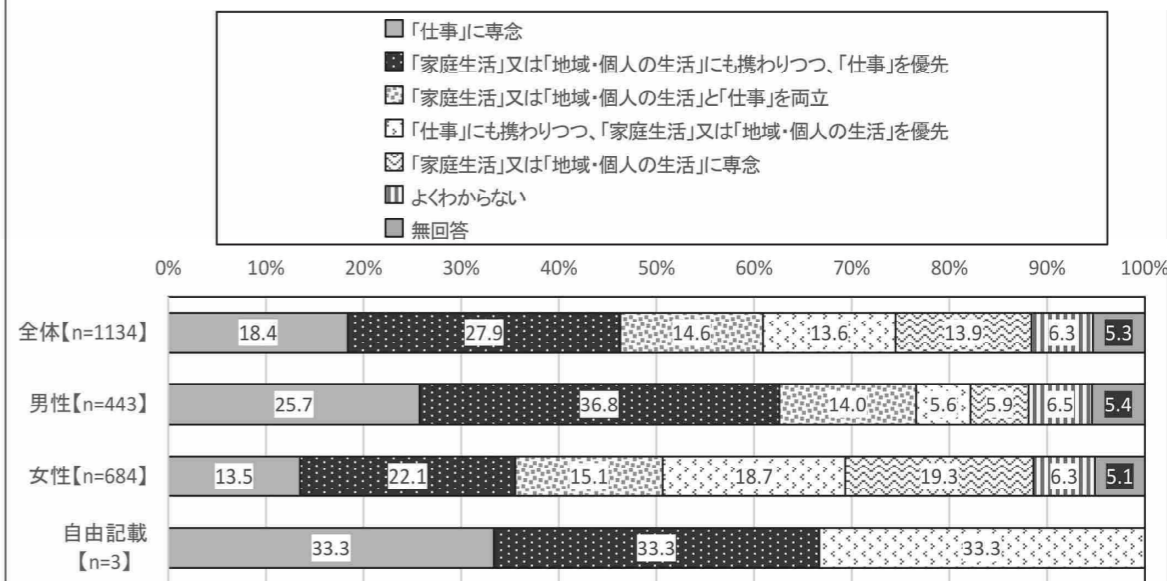
ワーク・ライフ・バランスの理想と現実(取手市)

問 12 あなたの「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」*の状況について、現実（現状）に最も近いもの、理想（希望）に最も近いものを選んでください。（現在、仕事をしていない方は今後のお考えをお答えください）（理想と現実それぞれに番号を1つだけ記入）

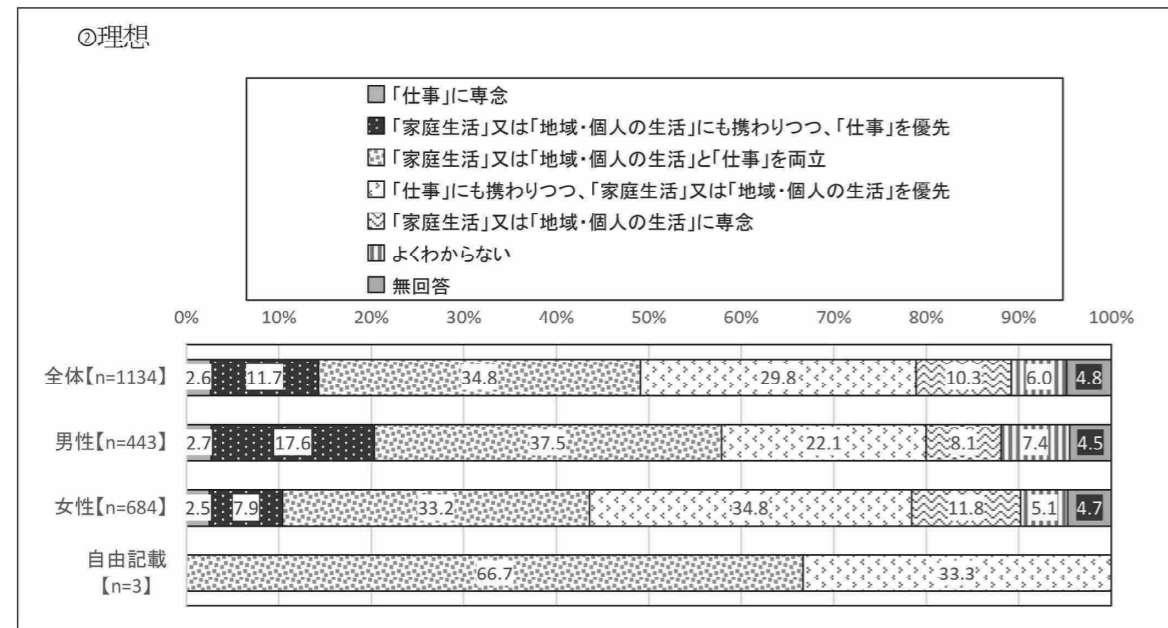
※用語の意味

- ・「仕事」 …自営業主（農林漁業を含む）、家族従業、雇用者として週1時間以上働いていること。常勤、パート、アルバイトなどを問いません。
- ・「家庭生活」 …家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など。
- ・「地域・個人の生活」 …地域活動（ボランティア活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業も含む）、趣味・娯楽、スポーツなど。

①現実



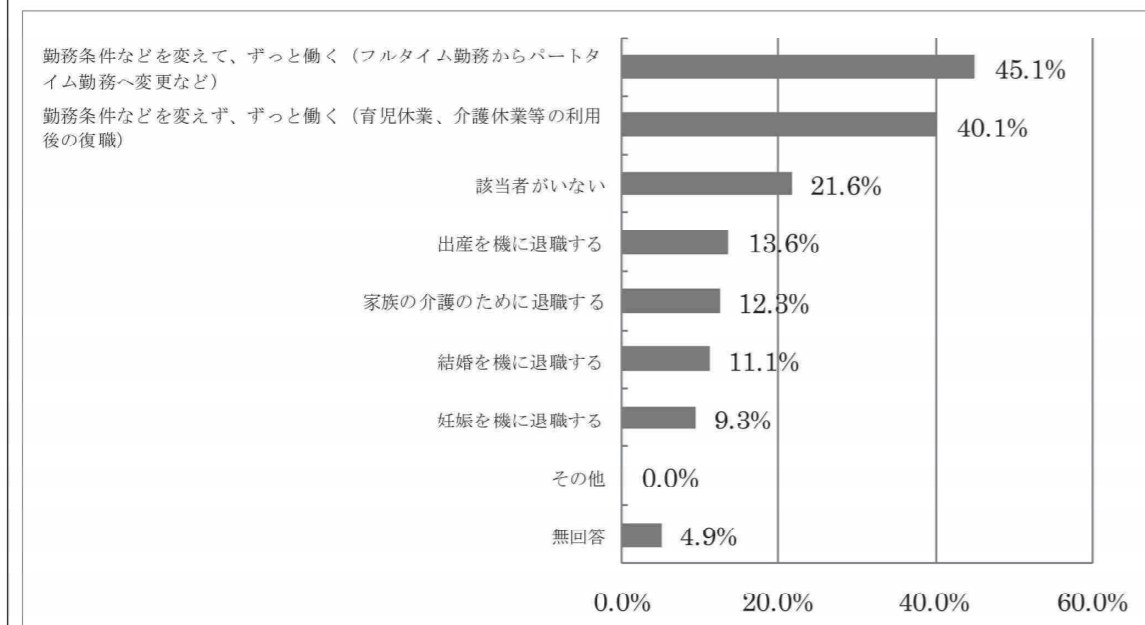
資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）



資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

女性従業員の結婚・妊娠・出産等時の働き方の選択の傾向（取手市）

問19 貴事業所では、女性従業員は、結婚や妊娠、出産、介護などのライフステージの節目に、どのような働き方を選ぶ傾向にありますか。（〇はいくつでも）【n=162】



資料：市民協働課 男女共同参画に関する事業所意識調査（令和2年）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度	43.8%	50%以上	市民協働課 （市民意識調査）
市職員の年次有給休暇 平均取得日数	12.5日	14.0日 ※特定事業主行動計画 令和7年度目標値より	人事課 （特定事業主行動 計画）

施策の内容

（4）ワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
18	市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスについて、市広報やホームページなどを活用し、市民への意識啓発を図るとともに、市民一人ひとりがライフステージの各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。	市民協働課
19		関係機関と連携し、市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努め、事業所の積極的な取り組みを促進します。各事業所において、長時間労働の是正や育児・介護休業取得向上等の両立支援の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。	産業振興課、 市民協働課
20	市職員へのワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取り組み	市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、研修等を通じて意識啓発を行います。	市民協働課、 人事課
21		特定事業主行動計画に基づき、各種休暇・休業制度、育児・介護休業制度が男女とも	人事課

		に偏りなく活用できるよう、仕事と家庭生活との両立を支援します。	
22	男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての情報提供や周知を図ります。	産業振興課、市民協働課
23	起業・再就職に対する支援	起業家支援を行う取手駅前「Match-haco」にて、創業スクールやセミナー等の開催を実施します。また、市内で活躍している企業が起業家の先輩として「起業応援団」となり、起業家を応援し、起業応援サービスや割引を提供します。	産業振興課
24		子育て等により離職し、再度の就労を希望する女性の再チャレンジを支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談、紹介、求人情報の提供等を実施します。	産業振興課
25		女性の再就職者が多い保育士に対し、市内保育施設への就職相談会等を実施し、再就職を支援します。	子育て支援課
26		保護者の求職活動や就学についても引き続き保育所の入所条件とし、安心して就職活動や、スキルアップのための就学ができるよう支援します。	子育て支援課
27	活力のある農業の実現に向けた男女共同参画の推進	「就農相談」を行い、性別を問わず新規で就農を希望する方を支援します。また、女性を含め、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルール作りとして「家族経営協定」の締結を促進します。	農政課
28		軽トラ市開催やJA茨城みなみの農産物直売を支援し、性別を問わず、農業者の活動を促進します。	農政課

(5) 子育て・介護支援体制の整備・充実

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
29	安心して子育て・介護と仕事の両立ができる環境づくり	延長保育や休日保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
30		ファミリー・サポートセンターを運営し、住民同士の助け合いにより、子育て家庭の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援します。	子育て支援課
31		市内全ての市立小学校で放課後子どもクラブを開設し、共働き家庭等の就労支援及び子ども達の健全育成を図ります。また、子ども達の放課後の居場所づくりの充実に努めます。	子ども青少年課
32		発達に支援が必要な就学児童が放課後や学校の長期休み期間中に利用する「放課後等デイサービス」において、生活能力向上のために必要な訓練等を提供し、自立を促進するとともに放課後の居場所を提供します。	障害福祉課
33		働きながら障害者を介護する家族の負担を軽減するため、障害福祉サービス（日中一時支援、短期入所事業等）の充実を図ります。	障害福祉課
34		地域包括支援センターが、個別の課題を解決するため、地域ケア個別会議を開催するなど、地域包括ケアシステムの推進に努めることで、高齢者だけでなく、高齢者を支える家族や介護者の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
35		同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供する「介護家族の会」を市社会福祉協議会にて実施し、介護する家族の気持ちと身体の負担を軽減します。	高齢福祉課、社会福祉協議会

36	育児休業・介護休業等の定着・普及の促進	市職員に対し、「子育てハンドブック」や庁内研修会において、育児や介護休業制度を周知し、制度の詳細についての職員全体の認知度を向上します。また、対象職員に対し個別に制度説明を行い、休業を必要とする職員が必要な期間の休業を取得しやすいよう支援します。	人事課
37		市職員の管理監督者に業務分担や周囲の職員の理解向上を図るよう促し、職員全員がリスク管理を意識して業務にあたる意識付けを図ります。	人事課
38		関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するように情報提供や啓発を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を行います。	産業振興課、 市民協働課

主要課題3

家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進



＜現状と課題＞

令和2年度市民意識調査の結果によると家庭生活における男女の地位に関する意識については、「平等になっている」と感じている女性の割合は21.8%で男性より11.4ポイント低くなっています。また、家事・育児・介護に費やす1日あたりの平均時間はいずれも女性の方が多くなっています。特徴的だったのが、既婚・未婚別の結果です。平日において未婚女性は未婚男性の約2倍の時間を家事に費やしています。そして、既婚女性の結果を見ると、既婚男性の約5倍の時間を家事に費やしているという状況がわかりました。

地域社会とのつながりについて、市民意識調査の結果によると、「現在参加している地域活動はない」と答えた人が6割におよびました。一方、参加していると答えた人の状況を見ると、町内会や趣味・スポーツ活動などに参加している男女の割合はほぼ同じでしたが、保育所・幼稚園や学校でのPTA活動は男女で差があり、女性の方が男性より9ポイント多く参加している状況がわかりました。多数の市民が地域活動に参加していない状況であり、子育て家庭においては、男性がPTA活動といった子育てに関する地域活動に参加できていない状況がうかがえます。

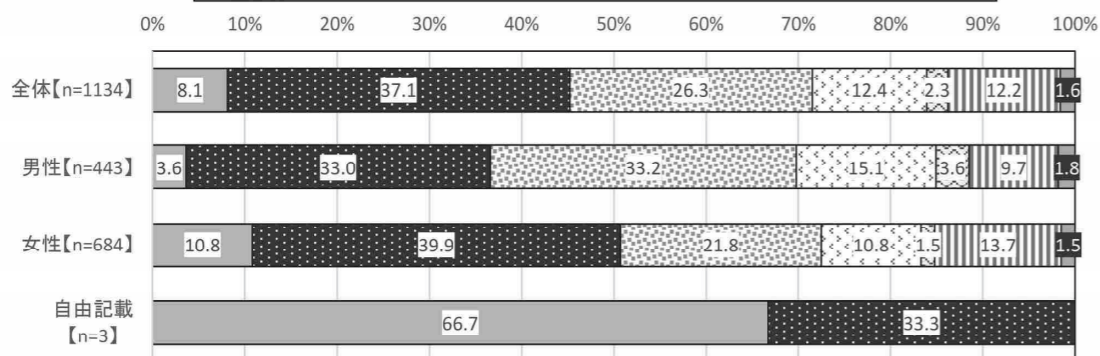
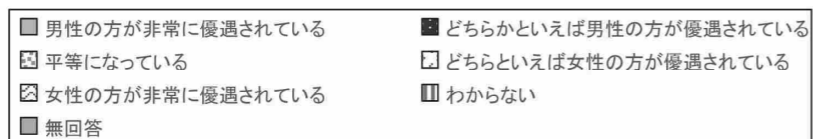
家庭において、核家族化が進む中で、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性が家事、育児、介護に参画し、地域でのネットワークを築いていくことは重要であり、男女共同参画社会について男性の理解を深めるための働きかけが必要です。

地域社会では、少子高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者などの単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。身近な暮らしの場である「地域」が抱える問題解決のために、少しでも多くの人々が地域活動に参加でき、性別にかかわらず誰もが協力して担い手となることが、地域の活性化にとって大切なことです。

男女の地位に関する意識【家庭生活】（取手市）

問10 次にあげる分野において、男女の地位はどのようになっていると思いますか。(①～④についてそれぞれ該当する「1～6」に○を1つ)

①家庭生活



資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

家事に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平日	休日
全体【n=1077】	115.4分（1.9時間）	136.8分（2.3時間）
男性【n=421】	42.4分（0.7時間）	67.6分（1.1時間）
女性【n=652】	162.8分（2.7時間）	181.8分（3.0時間）
自由記載【n=2】	120.0分（2.0時間）	120.0分（2.0時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。（下表も同じ）

〈既婚未婚別〉

《未婚者（離婚・死別を含む）》

	平日	休日
全体【n=420】	60.8分（1.0時間）	80.5分（1.3時間）
男性【n=184】	39.3分（0.7時間）	51.1分（0.9時間）
女性【n=235】	77.6分（1.3時間）	103.4分（1.7時間）
自由記載【n=1】	60.0分（1.0時間）	0.0分（0.0時間）

《既婚者（事実婚を含む）》

	平日	休日
全体【n=646】	152.0分（2.5時間）	174.8分（2.9時間）
男性【n=231】	44.7分（0.7時間）	81.2分（1.4時間）
女性【n=414】	211.9分（3.5時間）	226.9分（3.8時間）
自由記載【n=1】	180.0分（3.0時間）	240.0分（4.0時間）

育児に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平日	休日
全体【n=139】	175.8分（2.9時間）	263.5分（4.4時間）
男性【n=50】	50.0分（0.8時間）	212.0分（3.5時間）
女性【n=88】	249.1分（4.2時間）	295.6分（4.9時間）
自由記載【n=1】	10.0分（0.2時間）	10.0分（0.2時間）

介護・看護に費やす平均時間〈1日あたり〉(取手市)

〈男女別〉

	平日	休日
全体【n=67】	108.9分(1.8時間)	146.6分(2.4時間)
男性【n=20】	49.5分(0.8時間)	74.5分(1.2時間)
女性【n=46】	131.8分(2.2時間)	173.2分(2.9時間)
自由記載【n=1】	240.0分(4.0時間)	360.0分(6.0時間)

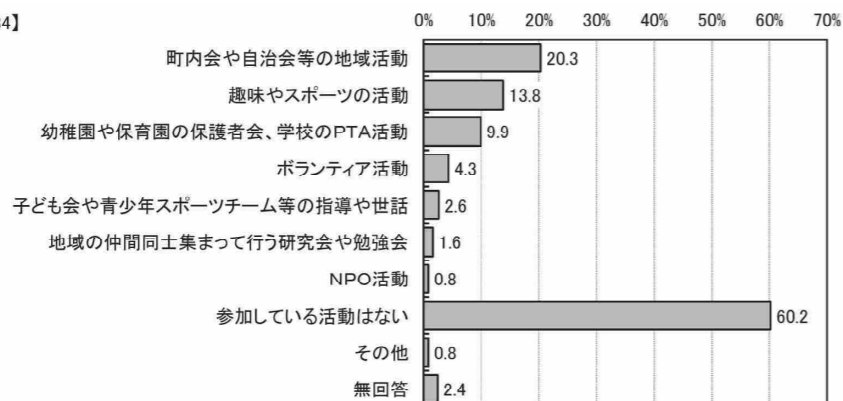
資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年)

現在参加している地域活動(取手市)

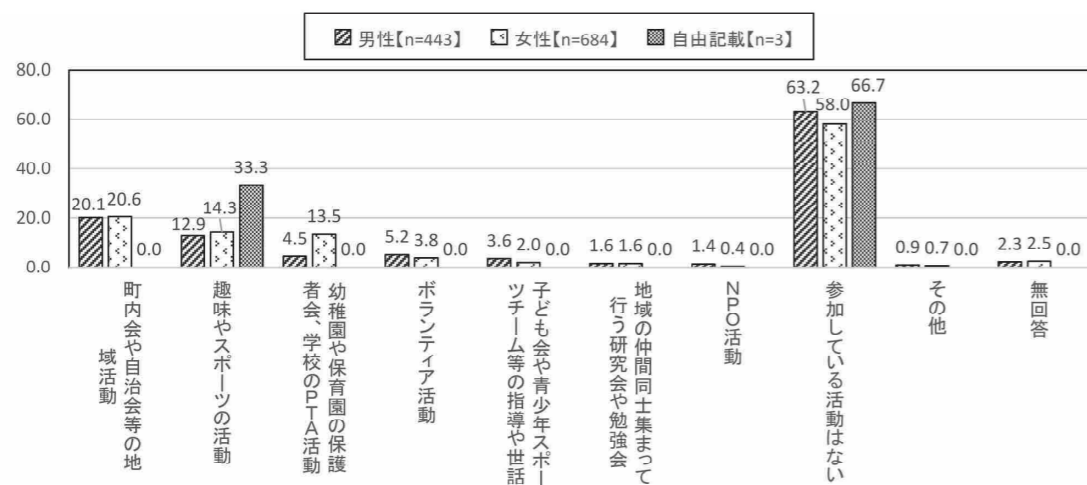
問26 次にあげる地域活動の中であなたが現在参加しているものを選んでください。

(oはいくつでも)

【n=1,134】



〈男女別〉



資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年)

指標と目標

指標	令和2年度現況値	令和8年度目標値	担当課、根拠等
家庭における男女の平等感 ①「平等と思う」割合 ②「平等と思う」割合の男女差	①26.3% ②11.4ポイント 女性が少ない。	①36%以上 ②8ポイント差以内	市民協働課 (市民意識調査)
男性の家事に費やす平均時間(1日あたり)	平日42.4分 休日67.6分	平日60分 休日90分	市民協働課 (市民意識調査)

施策の内容

(6) 家庭生活における男女共同参画の推進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
39	家庭における男女共同参画推進に向けた広報・啓発	固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための啓発を市ホームページや男女共同参画紙「風」、男女共同参画推進イベント等を通じて行います。	市民協働課
40		市立小中学校、幼稚園の保護者を対象に「家庭教育学級」にて講演会等を実施し、子育てや家庭生活における男女共同参画推進を図ります。	生涯学習課
41		市で市民参加型の家庭生活に関する講座や講習を実施する際に、固定的性別役割分担意識による募集方法を行わないような配慮、また、男性参加を積極的に推進するよう庁内へ啓発します。	市民協働課

42	家庭で協力し合うことの啓発と参加促進	家族で家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識の大切さを啓発します。	市民協働課、保健センター
43		家族で協力して家事を行うことについて考えてもらうため、親子や男性が参加できる料理教室などを実施し、家庭における男女共同参画推進を啓発します。	市民協働課
—		男性の家事・育児・介護や地域活動等へ参加を促すための取り組みを実施します。→詳細は「(8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進〔事業No.48～53〕」に掲載	市民協働課、関係各課

(7) 地域社会における男女共同参画の推進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
44	地域における男女共同参画推進に向けた広報・啓発	各地区と行政のパイプ役である市政協力員や地域で活動するNPO団体、ボランティア団体を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、男女共同参画紙「風」の配布や研修などの機会を通じた意識啓発を図ります。 (再掲→主要課題1(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性への参画の推進)	市民協働課
—		男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。→詳細は「(主要課題7) 男女共同参画の視点に立った防災対策」〔事業No.112～113,115～116〕に掲載	市民協働課、安全安心対策課
45	地域で活動する団体との連携・支援	女性団体と緊密に連携し、その活動に対して支援を行うことで、地域での男女共同参画の推進を図ります。	市民協働課

46		小中学校、幼稚園の保護者から構成される「家庭教育学級」と連携し、地域における子育てネットワーク構築と男女共同参画の推進を図ります。	生涯学習課
47		NPO団体やボランティア団体の活動情報の収集や発信を通じ、団体活動の支援や地域活動への新たな参加者増進を図ります。	市民協働課

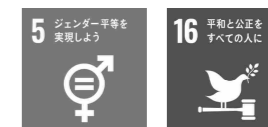
(8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
48	男性の意識改革、家事等への参画促進	父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施し、子育てを協力し合うことの大切さを啓発します。	保健センター
49		男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施し、家事参加促進を図ります。 (再掲→主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	市民協働課
50		男性に家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識を啓発します。 (再掲→主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	市民協働課、保健センター
51		社会福祉協議会が主催する「男性講座」にて、料理教室等を実施し、定年後などの高齢男性が家庭で家事に参画することを促進します。	高齢福祉課、社会福祉協議会

52	男性の育児・介護休業取得の促進	関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を実施します。 (再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	産業振興課、市民協働課
53		市男性職員の育児・介護休業取得を促進するため、管理監督者に対して「イクボスセミナー」を実施し、男性職員が育児・介護参加に対して向き合う姿勢、配慮への意識を高めます。	人事課

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり



<現状と課題>

暴力は、その対象を性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

令和2年度市民意識調査の結果によると、配偶者等から暴力を受けた経験については、65.9%がまったくないと答える一方、受けたことがある経験については「身体的暴力」が44.8%、「心理的攻撃」が10.6%、「経済的圧迫」が3.1%となっています。被害を受けた人の12.8%が「相談できなかった」と回答しており、性別でみると、女性(14.9%)が男性(8.0%)より高くなっています。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されているため、被害者が安心して相談できる窓口の周知が必要です。

さらに近年は、インターネット上の新たなコミュニケーションの広がりに伴い、これを利用した性犯罪などの事件が増加傾向にあるほか、子ども、若年層に対する性的な暴力も社会問題となっています。若い世代を被害者にも加害者にもさせないための予防教育や啓発が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントは社会問題であるにも関わらず、潜在化しやすい問題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることから、暴力根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実を図る必要があります。